【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年６月30日
【会社名】	株式会社中央倉庫
【英訳名】	Chuo Warehouse Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　木村　正和
【本店の所在の場所】	京都市下京区朱雀内畑町41番地
【電話番号】	（０７５）３１３－６１５１　（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役企画管理本部長　中村　秀麿
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区朱雀内畑町41番地
【電話番号】	（０７５）３１３－６１５１　（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役企画管理本部長　中村　秀麿
【縦覧に供する場所】	株式会社中央倉庫大阪支店 （大阪府茨木市沢良宜西２丁目15番６号） 株式会社中央倉庫名古屋支店 （愛知県小牧市元町３丁目68番 株式会社中央倉庫東京営業所 （東京都江東区枝川３丁目１番11号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成29年６月29日開催の当社第137回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年６月29日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

イ　期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金12円50銭　総額237,785,825円

ロ　効力発生日

平成29年６月30日

第２号議案　定款一部変更の件

イ　当社事業の現状に即し、事業内容の整備と明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的を変更・追加する。

ロ　経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第19条（員数）に定める取締役の員数を１名増員し、９名から10名に変更する。

第３号議案　取締役10名選任の件

湯浅康平、木村正和、中村秀麿、谷奥秀実、田澤文彦、野村正夫、田口忠夫、湯浅章吾、綱島勉、西山忠彦を取締役に選任する。

第４号議案　監査役２名選任の件

岡一之、藤本眞人を監査役に選任する。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

荒井正邦を補欠監査役に選任する。

第６号議案　取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額16,000万円以内（うち社外取締役分1,500万円以内）とし、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第７号議案　監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額3,000万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

総議決権個数　：　189,977個
当日出席を含めた議決権行使個数　：　165,664個

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	164,060	974	47	（注）１	可決　99.03
第２号議案	164,130	904	47	（注）２	可決　99.07
第３号議案					
湯浅　康平	159,444	5,590	47	（注）３	可決　96.25
木村　正和	159,982	5,052	47		可決　96.57
中村　秀麿	163,728	1,306	47		可決　98.83
谷奥　秀実	163,599	1,435	47		可決　98.75
田澤　文彦	160,261	4,773	47		可決　96.74
野村　正夫	160,377	4,657	47		可決　96.81
田口　忠夫	164,154	880	47		可決　99.09
湯浅　章吾	164,127	907	47		可決　99.07
綱島　勉	163,341	1,693	47		可決　98.60
西山　忠彦	163,919	1,115	47		可決　98.95
第４号議案					
岡　一之	164,758	276	47	（注）３	可決　99.45
藤本　眞人	163,041	1,993	47	（注）３	可決　98.42
第５号議案					
荒井　正邦	163,663	1,371	47	（注）３	可決　98.79
第６号議案	162,788	2,246	47	（注）１	可決　98.26
第７号議案	163,241	1,793	47	（注）１	可決　98.54

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使書面による事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数（583個）は加算しておりません。

以　上